

川井（松葉）地内分譲地販売中【先着順】

町では、過疎化による少子高齢化が進行し、地域活力の低下が懸念されることから、若者の定住対策を重点施策として取り組んでおり、分譲地や町有地を販売しています。

〔募集物件情報〕川井松葉分譲地（7区画中5区画）

区画	住 所	面 積	価 格
1	川井630番4	297.51㎡（90.15坪）	4,535,000円
2	川井630番5	302.63㎡（91.71坪）	4,613,000円
3	川井630番6	301.50㎡（91.36坪）	4,596,000円
4	川井630番7	304.51㎡（92.28坪）	4,642,000円
6	川井630番9	301.23㎡（91.28坪）	4,592,000円

※上記以外にも分譲地や町有地を販売しています。町のホームページをご確認ください。

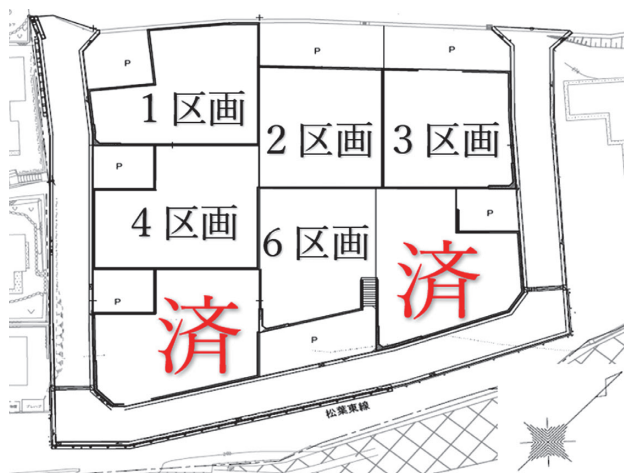
〔申込資格〕

＊年齢45歳以下の夫婦または子ども（18歳以下）がいる世帯、自らが居住する住宅を建築するために宅地を必要とすることなどの条件があります。

＊詳細については、町ホームページの募集要項をご確認ください。

＊区画は先着順により選ぶことが可能です。

〔申込書配布場所〕子育て定住推進課 若者定住推進係（役場1階）、古里出張所（子ども家庭支援センター）



▲令和7年3月1現在

※申し込み、問い合わせは、子育て定住推進課 ☎ 83-2310

道路交通の支障となる立木の伐採などのお願い

近年、立木の成長により、道路を挟み山側および川側に生い茂り、倒木や落枝など、道路交通の妨げとなり、事故の要因に繋がる危険箇所が点在しています。また、庭木の枝葉がのびて道路上に張り出し、カーブミラーや道路標識の視界を遮るなど、年間を通して道路に様々な支障を来しています。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために、樹木の所有者の方は、立木の伐採、樹木の剪定、垣根・庭木の枝葉の剪定をお願いします。

なお、草刈り機を使用する際は、飛び石等、周囲の状況に気を付けて実施をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367